

「指定訪問看護」 重要事項説明書

法人名 ノーツナーシングコーポレーション株式会社

住所 東京都世田谷区代沢 4-43-7

代表者名 代表取締役 磯野 晴 崇

事業所名 ノーツ訪問看護ステーション

住所 東京都世田谷区代沢 4-43-7

事業所番号 1361290255

管理者 瀧本 葵

あなたに対する訪問看護の提供にあたり当事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. サービスを提供する事業者について

事業者名称 ノーツナーシングコーポレーション株式会社
事務所の所在地 東京都世田谷区代沢4-43-7
法人種別 株式会社
代表者名 代表取締役 磯野 晴崇
電話番号 03-6453-2712

2. ご契約者へサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地など

事業所の名称 ノーツ訪問看護ステーション
施設の所在地 東京都世田谷区代沢4-43-7
開設年月 平成25年8月1日
介護保険事業所番号 1361290255
管理者の氏名 瀧本 葵
サービス提供実施地域 世田谷区・目黒区・渋谷区・杉並区・中野区
電話番号 03-6453-2712
FAX 番号 03-6453-2713

(2) 事業の目的、運営方針

・事業の目的

主治医が訪問看護・リハビリの必要を認めた利用者に対し、適切なサービスを提供することを目的とします。

・運営の方針

サービスを提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるように努めます。

また、関係区市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所の職員体制 (令和6年6月1日現在)

職種	人数規定	職務内容	当事業所の職員数
管理者（保健師または看護師）	常勤1人	所属職員や事業運営の管理・統括	1人
看護師・保健師・准看護師	常勤換算2.5人以上 (うち常勤1人以上)	訪問看護計画を立案し、サービスの提供にあたります。	9人
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	0人以上	看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当します。	8人
事務	0人以上	保険請求、経理等事務手続き全般	1人

(4) 受付時間・サービス提供日時

受付時間：月～金 9:00～18:00

サービス提供日時：看護 月～金 9:00～18:00 (ご相談に応じて24時間365日の訪問対応いたします)

リハビリ 月～土 9:00～18:00

3. サービスの概要

- (1) 療養上の世話 清拭・洗髪等による清潔の管理・援助・食事（栄養）及び排泄等日常生活療養上のお世話
- (2) 診療の補助 褥瘡の予防・処置、カテーテル管理等医療処置
- (3) リハビリテーションに関すること
- (4) 家族の支援に関すること、家族への療養上の指導・相談・家族の健康管理
- (5) 各種在宅サービスの相談
- (6) 緊急訪問の対応

4. 利用料金

(1) サービスの利用料金の説明

- ① サービス利用料金は、介護保険適用、医療保険適用、保険適用外に分かれています。介護保険サービスに対するご利用者様負担金は居宅介護支援事業者等が作成する「サービス利用票」「サービス利用票別表」によるものとしています。
- ② 介護保険及び医療保険において、公費等ご利用者様負担金に調整が必要な場合は、公費その他の減額措置における給付率、負担率等を確認し、所定の負担金を算出後提示します。
- ③ 本契約の有効期間中、介護保険法及び健康保険法その他関係法令または診療報酬の改正により、サービス利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合、法令改正後速やかに、改定の施行時期及び改定後の金額を通知し同意を得ます。
- ④ 介護報酬の一部が制度上の支給限度額を超える場合には、超えた部分は全額自己負担となります（その際には、居宅サービス計画等を作成する際に説明の上、お客様の同意を得ることとなります。）
- ⑤ 介護保険サービスに対するご利用者様負担金は、居宅サービス計画書等を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、一旦ご利用者様が介護報酬を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求することとなります。
- ⑥ ご利用者様が介護保険料の支払いを滞納している場合、介護保険法により保険給付の支払い方法変更（償還払い）等の給付制限が生じることがあります。一旦ご利用者様が介護報酬を支払い、その後市区町村に対して保険給付分を請求することとなります。
- ⑦ 職員等がご利用者様宅を訪問する際に発生する交通費は原則無料となります。
- ⑧ 保険適用外のサービスは保険適用サービスに併用してご利用者様の希望により提供したサービスとなります。詳細は後述します。（サービス利用料金保険適用外について）

(2) 介護保険適用

- ① 介護報酬は、サービスや内容、加算ごとに決められた単位数で、利用されたサービスの合計単位数に地域単価を乗じた金額となります。
- ② ご利用者様負担金は、介護報酬から保険給付分を控除した金額とし、介護保険負担割合証に記載の負担割合に応じた金額をお支払いいただきます。
- ③ キャンセル料はキャンセルのあった1回分のサービス介護報酬全額分となります。
- ④ 利用時間は原則20分以上1時間30分未満となっています。
- ⑤ 割増料金について

通常の午前8時～午後6時以外の時間帯でサービスが行われる場合に料金の割増があります

早朝(午前6時～8時)、夜間(午後6時～午後10時)	+25%
深夜(午後10時～午前6時)	+50%

- ⑥ 介護報酬は、介護保険法令に定める地域区分ごとの1単位の単価が異なります。当事業所の地域区分と地域単価は、1級地11.40円となります。単位、料金表（介護報酬、ご利用者様負担金）

◆看護師による訪問の場合

時間	介護給付費 単位数	ご利用者様 負担額 (1割)	ご利用者様 負担額 (2割)	ご利用者様 負担額 (3割)	
20分未満	要支援	303 単位	346 円	691 円	1037 円
	要介護	314 単位	358 円	716 円	1,074 円
30分未満	要支援	451 単位	515 円	1029 円	1,543 円
	要介護	471 単位	537 円	1074 円	1,611 円
30分～1時間未満	要支援	794 単位	906 円	1811 円	2,716 円
	要介護	823 単位	939 円	1,877 円	2,858 円
1時間～	要支援	1,090 単位	1,243 円	2,486 円	3,728 円
1時間30分未満	要介護	1,128 単位	1,286 円	2,572 円	3,858 円

- ・ 20分未満のサービスは、緊急時訪問看護加算の届出をしている事業所であって、別に20分以上のサービスが週1回以上計画されている場合のみ適用となります。
- ・ ※准看護師による訪問の場合、上記金額の90%となります。

◆理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合

時間	介護給付費 単位数	ご利用者様 負担額 (1割)	ご利用者様 負担額 (2割)	ご利用者様 負担額 (3割)	
20分1回につき	要支援	284 単位	324 円	646 円	968 円
	要介護	294 単位	336 円	668 円	1,002 円

- ・ 理学療法士等が行うサービスは、40分以上で2回分、60分以上で3回分の算定となります。また、1日に合計3回以上算定する場合、該当日のサービス料金はすべての回数が、要介護は上記の90%、要支援は50%となります。週6回を限度として算定します。
- ・ 下記項目のいずれかに該当する場合は、1回につき8単位減算します。
 当事業所での前年度の理学療法士等による訪問回数が看護職員による訪問回数を超えている。
 当事業所が緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算のいずれも算定していない。
- ・ 要支援については、理学療法士等によるサービスを利用開始した月から12か月を超えて同様のサービスを行う場合は、1回につき5単位減算します。ただし、上記減算に該当する場合は1回につき15単位減算します。

※ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問は、看護職員の代わりとしてのご訪問という位置づけです。リハビリテーションを中心とした訪問であっても、ご利用者様の状態変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問が必要です。

- ⑦ 加算については下記の通りです。当事業所で該当するもの。ご利用者様のサービスについて該当するもの、該当の適用が予測されるものについては下記表の該当欄に☑、算定の対象となります。

該当	加算項目	単位数	ご利用者様 負担額(1割)	ご利用者様 負担額(2割)	ご利用者様 負担額(3割)
	緊急時訪問看護加算 (I) (月1回)	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
	緊急時訪問看護加算 (II) (月1回)	574 単位	655 円	1,309 円	1,963 円
	特別管理加算 (I) (月1回)	500 単位	570 円	1,140 円	1,710 円
	特別管理加算 (II) (月1回)	250 単位	285 円	570 円	855 円
	長時間訪問看護加算	300 単位	342 円	684 円	1,026 円

ターミナルケア加算（適応時）要介護のみ	2,500 単位	2,850 円	5,700 円	8,550 円
初回加算（Ⅰ）（新規、再開時）	350 単位	399 円	798 円	1,197 円
初回加算（Ⅱ）（新規、再開時）	300 単位	342 円	684 円	1,026 円
退院時共同指導加算（月 1～2 回）	600 単位	684 円	1,368 円	2,052 円
専門管理加算	250 単位	285 円	570 円	855 円
口腔連携強化加算	50 単位	57 円	114 円	171 円
複数名訪問加算（Ⅰ）（Ns+Ns）30 分未満	254 単位	290 円	579 円	869 円
複数名訪問加算（Ⅰ）（Ns+Ns）30 分以上	402 単位	459 円	917 円	1,375 円
複数名訪問加算（Ⅱ）（Ns+Ns 補助者）30 分未満	201 単位	230 円	459 円	688 円
複数名訪問加算（Ⅱ）（Ns+Ns 補助者）30 分以上	317 単位	362 円	723 円	1,084 円
看護体制強化加算（Ⅰ）	550 単位	627 円	1,254 円	1,884 円
看護体制強化加算（Ⅱ）	200 単位	228 円	456 円	684 円
看護体制強化加算（要支援）	100 単位	114 円	228 円	342 円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（訪問毎）	6 単位	7 円	14 円	21 円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）（訪問毎）	3 単位	4 円	7 円	11 円

- 緊急時訪問看護加算（Ⅰ）** 当事業所が下記の要件を満たす場合に加算します。
 - （ア）ご利用者様またはそのご家族に対して 24 時間の連絡体制を取り、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制を取っており、ご利用者様の同意をいただいていること。
 - （イ）緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備していること。なお、看護師等以外の職員が連絡相談を担当する場合は、指定の体制整備に従ってマニュアルを構築しています。
 - 緊急時訪問看護加算（Ⅱ）** 上記（ア）の要件を満たす場合に加算します。
 - 特別管理加算** 厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者様に対して計画的な管理を行った場合に算定区分に応じて加算します。
 - （Ⅰ）在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
 - （Ⅱ）在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態。人工肛門、人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 回以上行う必要があると認められる状態。
- ※「特別管理加算」を算定されている利用者に対し緊急訪問看護を行った場合、月の 2 回目以降の緊急訪問に関して、早朝（6 時～8 時）・夜間（18 時～22 時）の緊急訪問は利用料の 25%増、深夜（22 時～6 時）の緊急訪問は 50%増となります。
- 長時間管理加算** 特別管理加算を算定しているご利用者様に対し、1 時間 30 分以上のサービスが必要な場合に算定します。
 - ターミナルケア加算** 当事業所がご利用者様、ご家族様に対し、24 時間連絡体制及び必要に応じサー

ビスを提供できる体制を整備している場合に、ターミナル支援体制について訪問看護計画を作成し、ご利用者様及びご家族様に対して説明し同意をいただいた上で、ご利用者様の死亡日を含む15日以内に2日以上訪問看護を実施した場合に加算されます。(要介護者のみ)

- ・ **初回加算** 新規に訪問看護計画を作成したご利用者様に対して初回サービスを行った際に、下記算定区分に応じて加算します。
 - (I) 病院等から退院、退所した日に看護師が初回サービスを実施した場合
 - (II) 病院等から退院、退所した日以外に初回サービスを実施した場合
 - ・ **退院時共同指導加算** 病院等に入院中または入所中のご利用者様が退院、退所する日に向けて、看護師等(准看護師を除く)が病院等の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。
 - ・ **専門管理加算** 所定の専門研修を受けた看護師が、悪性腫瘍の鎮痛療法・科学療法を実施、真皮を越える褥瘡の状態、または人工肛門、人工膀胱を造設して管理が困難なご利用者様に対して、計画的な管理を行った場合に加算します。
 - ・ **口腔連携強化加算** 当事業所が歯科医療機関との相談体制を確保し、当事業所の職員がご利用者様の口腔状態の評価を実施し、ご利用者様の同意を得た上で、評価結果を歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報提供した場合に加算します。
 - ・ **複数名訪問加算** 同時に複数の職員によるサービスが必要な場合に、ご利用者様、ご家族様の同意を得た上で、下記の算定区分及び所要時間に応じて加算します。
 - (I) 複数の看護師等が訪問した場合
 - (II) 看護師等と看護補助者が訪問した場合
 - ・ **看護体制強化加算** 当事業所が所定の要件を満たした場合に加算します。
 - (I) ア) 前6か月間の総ご利用者様で、緊急時訪問看護加算を算定した方の占める割合が50%以上。
 - イ) 前6か月間の総ご利用者様で、特別管理加算を算定した方の占める割合が20%以上。
 - ウ) 前12か月間の総ご利用者様で、ターミナルケア加算の算定者5名以上。
 - エ) 総従業員の看護職員の占める割合が60%以上。
 - (II) 上記ア)イ)エ)の要件を満たし、前12か月間の総ご利用者様で、ターミナルケア加算の算定者1名以上。
 - ・ **サービス提供体制強化加算** 当事業所が全従業員に対し健康診断等を定期的実施し、個別に研修計画を作成の上研修を実施または予定し、及びご利用者様情報や留意事項の伝達または従業員の技術指導を目的とした会議を定期的開催し、下記の算定区分に応じた要件を満たす場合に加算します。
 - (I) 従業員の総数のうち勤続年数7年以上の職員が占める割合が30%以上
 - (II) 従業員の総数のうち勤続年数3年以上の職員が占める割合が30%以上
- ⑧ 事業所が、厚生労働大臣が定める地域の中山間地域等に居住しているご利用者様に、通常の実施地域を越えてサービスを提供した場合、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算として、5%の割合を介護報酬に加算します。
- ⑨ 当事業所の所在建物と同一敷地内もしくは隣接敷地内の建物に居住するご利用者様または当事業所における1月あたりのご利用者様が20人以上居住する同一敷地内建物等の場合は、所定単位数の85%を算定します。
- ⑩ 当事業所が虐待防止のための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止未実施減算として、所定単位数の1%を減算します。
- ⑪ 当事業所が業務継続計画を策定していない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1%を減算します。(2025年4月1日より適用)

(3) 医療保険適用

- ① 医療保険の指定訪問看護の料金は、訪問看護基本療養費及び訪問看護管理療養費の額に、訪問看護情報提供療養費、訪問看護ターミナルケア療養費及び訪問看護ベースアップ評価料の額を加えた金額となります。また、特別訪問看護指示書の指示が出た場合を除き、介護保険による給付を受けられる場合は算定できません。なお、ご利用者様負担金(表1)は、医療保険の診療報酬の基準に基づいたサービス利用料金からご利用者様ごとの医療保険給付額を控除した金額となります。
- ② 訪問看護基本療養費は、訪問看護を行う職員の資格により金額が異なり、週3日を限度として算定します。訪問看護基本療養費Ⅱは、同一日に同一建物に入居、入所している複数のご利用者様にサービスを行った場合に算定します。

ただし、同一日に2人までの訪問の場合と3人以上の訪問の場合で、(表1)のとおり料金が異なります。

- ③ 訪問看護基本療養費 (I)、(II)のうち、悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアが必要なご利用者様に対して、所定の専門研修を受けた看護師が、他の訪問看護ステーションまたはご利用者様の在宅療養担当の保険医療機関の看護師等と共同してサービスを行った場合は、(表1)のI II共通に記載の金額を月1回限度として算定します。ただし、同一日に訪問看護管理療養費は算定しません。
- ④ 訪問看護基本療養費 (III)は、入院中で在宅療養に備えて一時的に外泊をしているご利用者様に対して、主治医から交付を受けた訪問看護指示書に基づきサービスを行った場合、入院中1回(下記⑤の厚生労働大臣が定める疾病等または特別管理加算の要件に該当するご利用者様の場合は2回)を限度として算定します。
- ⑤ 訪問看護基本療養費 I、IIは下記の厚生労働大臣が定める疾病等または後述の特別管理加算の要件に該当する場合、週4日以上算定ができます。

【厚生労働大臣が定める疾病】

- ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症 ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨パーキンソン病関連疾患 ⑩多系統萎縮症 ⑪プリオン病
- ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑱後天性免疫不全症候群 ⑲頸髄損傷 ⑳人工呼吸器を使用している状態

- ⑥ 特別訪問看護指示書は、急性増悪等により、頻回の訪問看護が必要と主治医が判断した場合に、通常の訪問看護指示書に加えて交付されます。1月につき1回の指示で、14日間まで訪問します。
- ⑦ 訪問看護管理療養費は、サービスを提供するにあたって安全な提供体制が整備されており、訪問看護計画および訪問看護報告書を主治医に提出し、計画的な管理を継続して行った場合に、下記の区分に応じて訪問の都度算定します。

・月の初日の訪問

別途定められた施設基準を満たし、地方厚生局長に届出ている場合には、機能強化型訪問看護管理療養費を算定します。

・月2日目以降の訪問

ご利用者様のうち同一建物居住者の割合が70%未満で、厚生労働大臣が定める疾病等または特別管理加算の要件に該当するご利用者様へのサービスについて相当な実績を有する場合には訪問看護管理療養費 (I)を。当てはまらない場合には訪問看護管理療養費 (II)を算定する。

◆表1

	療養費	項目		ご利用者様負担			
				1割	2割	3割	
訪問看護基本療養費	(I) 在宅	保健師・助産師・看護師	週3日まで	555円	1,110円	1,665円	
			週4日以降	655円	1,310円	1,965円	
		准看護師	週3日まで	505円	1,010円	1,515円	
			週4日以降	605円	1,210円	1,815円	
		理学療法士等		555円	1,110円	1,665円	
	(II) 同一建物	保健師・助産師・看護師	同一日の2人	週3日まで	555円	1,110円	1,665円
				週4日以降	655円	1,310円	1,965円
			同一日に3人以上	週3日まで	278円	556円	834円
				週4日以降	328円	656円	984円
		准看護師	同一日の2人	週3日まで	505円	1,010円	1,515円
週4日以降	605円			1,210円	1,815円		
同一日に3人以上	週3日まで		253円	506円	759円		
	週4日以降	303円	606円	909円			
	理学療法士等	同一日の2人		555円	1110円	1665円	

		同一日に3人以上	278円	556円	834円
	I II 共通	悪性腫瘍に対する緩和ケア、褥瘡ケア、または人工肛門ケア及び人工膀胱ケアの専門研修を受けた看護師（月1回）	1,285円	2,570円	3,855円
	III	入院中の一時外泊時の訪問看護	850円	1,700円	2,550円
訪問看護 管理療養費	月の初日の訪問	□下記以外	767円	1,534円	2,301円
		□機能強化型訪問看護管理療養費1	1,323円	2,646円	3,969円
		□機能強化型訪問看護管理療養費2	1,003円	2,006円	3,009円
		□機能強化型訪問看護管理療養費3	870円	1,740円	2,610円
	月2日目以降の訪問	□訪問看護管理療養費1	300円	600円	900円
		□訪問看護管理療養費2	250円	500円	750円

◆表2 訪問看護基本療養費、訪問看護管理療養費1の合計目安

項目	ご利用者様負担									
	1割			2割			3割			
	基本療養費	管理療養費	合計	基本療養費	管理療養費	合計	基本療養費	管理療養費	合計	
月の初日	555円	767円	1,322円	1,110円	1,534円	2,644円	1,665円	2,301円	3,966円	
看護師等	週3日目まで	555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,655円	900円	2,565円
	週4日目以降	655円	300円	955円	1,310円	600円	1,910円	1,965円	900円	2,865円
理学療法士等（初日以外）	555円	300円	855円	1,110円	600円	1,710円	1,665円	900円	2,565円	

⑧ 加算については表3のとおりです。ご利用者様へのサービス提供において、算定要件を満たす加算を算定します。

◆表3 加算

加算	ご利用者様負担			算定要件		
	1割	2割	3割			
難病等 複数回 訪問加算 /日	1日 2回	同一建物内2人まで	450円	900円	1,350円	厚生労働大臣が定める疾病等に該当、特別管理加算の要件に該当、または特別訪問看護指示書を受けたご利用者様に1日複数回サービスを提供した場合に加算
		3人以上	400円	800円	1,200円	
	1日 3回以上	同一建物内2人まで	800円	1,600円	2,400円	
		3人以上	720円	1,440円	2,160円	
緊急訪問看護加算 /日	月14日目まで		265円	530円	796円	ご利用者様またはご家族の求めに応じて、主治医の指示により緊急にサービスを提供した場合に加算
	月15日目以降		200円	400円	600円	

	長時間訪問看護加算 /週 1 回		520 円	1,040 円	1,560 円	特別管理加算の要件に該当、特別訪問看護指示書を受けたご利用者様へのサービスが90分を超えた場合に週1回加算
	複数名訪問看護加算 (准看護師以外と) /週 1 回	同一建物内 2 人まで	450 円	900 円	1,350 円	同時に複数の看護師等(1人以上は看護職員)によるサービスが必要な 下記の状況にある ご利用者様に対して、ご利用者様またはご家族等の同意をいただいた上で、左記区分に従い、週1回につき加算。その他職員と同時にサービスを行う場合は、週3回を限度に加算し、さらに下記に該当する場合は、1日1回算定日のサービス回数に応じた額を加算。 ①末期の悪性腫瘍等 ②特別訪問看護指示書期間中 ③特別な管理を必要とする ④ご利用者様の身体的理由または行為によって1人対応が困難な場合
		3人以上	400 円	800 円	1,200 円	
	複数名訪問看護加算 (准看護師と) /週 1 回	同一建物内 2 人まで	380 円	760 円	1,140 円	
		3人以上	340 円	680 円	1,020 円	
	複数名訪問看護加算 (その他職員と) /週 3 回限度	同一建物内 2 人まで	300 円	600 円	900 円	
		3人以上	270 円	540 円	810 円	
	複数名訪問看護加算 (その他職員と行う場合かつ別に厚生労働大臣が定める疾病に該当する場合) /日	1 日 1 回	2 人まで	300 円	600 円	900 円
			3人以上	270 円	540 円	810 円
		1 日 2 回	2 人まで	600 円	1,200 円	1,800 円
			3人以上	540 円	1,080 円	1,620 円
		1 日 3 回 以上	2 人まで	1,000 円	2,000 円	3,000 円
			3人以上	900 円	1,800 円	2,700 円
	夜間・早朝訪問看護加算		210 円	420 円	630 円	早朝または夜間帯にサービスを実施した場合に加算
	深夜訪問看護加算		420 円	840 円	1,260 円	深夜帯にサービスを実施した場合に加算
	24 時間対応 体制加算 /月	イ 看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	680 円	1,360 円	2,040 円	当事業所がご利用者様またはご家族等に対して24時間の連絡体制をとり、計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う体制をとっており、ご利用
		ロ 上記以外の場合	652 円	1,304 円	1,956 円	

						<p>者様の同意をいただいた上で加算。 なお、緊急時訪問における看護業務の負担軽減に資する十分な業務管理等の体制を整備した場合はこの金額を加算。併せて、看護師等以外の職員が連絡相談を担当する場合の体制も整備するもの。</p>
	特別管理加算 /月	(I)	250 円	500 円	750 円	<p>厚生労働大臣の定める状態にあるご利用者様に対して計画的な管理を行った場合に算定区分に応じて加算します。</p> <p>(I) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態</p> <p>(II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧患者指導管理を受けている状態。人工肛門、人</p>
		(II) 重症度高	500 円	1,000 円	1,500 円	

						工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
	退院時共同指導加算 /退院退所時		800 円	1,600 円	2,400 円	病院等に入院中または入所中のご利用者様が退院、退所する日に向けて、看護師等（准看護師を除く）が病院等の職員と共同し在宅での療養上必要な指導を行い、その後サービスを行った場合に加算します。
	特別管理指導加算 /退院退所時		200 円	400 円	600 円	特別管理加算の要件に該当するご利用者様に退院時共同指導を実施した場合
	退院支援指導加算 /退院退所時	((1))	600 円	1,200 円	1,800 円	退院日にサービスを実施し、退院支援指導を実施した場合に加算。（長時間訪問看護加算対象のご利用者様に長時間にわたる指導を実施した場合は(2)を加算。
		((2))長時間の指導	840 円	1,680 円	2,520 円	
	在宅患者連携指導加算 /月		300 円	600 円	900 円	医療関係職種間で月2回以上情報交換を行い、共有した情報を踏まえてご利用者様またはご家族等に指導を行った場合に加算。
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算 /月2回限度		200 円	400 円	600 円	状態急変時等に関係医療従事者と共同で訪問し、カンファレンスを行った場合に加算
	看護・介護職員連携強化加算 /月		250 円	500 円	750 円	事業所が、喀痰吸引等サービスを行うための登録を受けた指定訪問看護事業所と連携し、

					当該事業所のご利用者様に対し喀痰吸引等を円滑に行うための支援を行った場合に加算
	専門管理加算 /月	250 円	500 円	750 円	所定の専門研修を受けた看護師が、悪性腫瘍の鎮痛療法・科学療法を実施、真皮を越える褥瘡の状態、または人工肛門、人工膀胱を造設していて管理が困難なご利用者様に対して、計画的な管理を行った場合に加算
	訪問看護医療 DX 情報活用加算 /月	5 円	10 円	15 円	体制を整備し、ご利用者様の診療情報を取得したうえでサービスの計画的管理を行った場合に加算

- ⑨ その他療養費については次の表4のとおりです。訪問看護情報提供療養費と訪問看護ターミナルケア療養費は該当月のみ。訪問看護ベースアップ評価料については表4の該当欄に☑がある項目を毎月算定します。

◆表4

項目	ご利用者様負担			算定要件
	1割	2割	3割	
訪問看護情報提供療養費 1. 2. 3 /該当月	150 円	300 円	450 円	ご利用者様の同意をいただいた上でサービスに関する情報を下記の関係先に文書提供した場合に、該当月に加算 1：自治体・相談支援事業者 2：学校等 3：保険医療機関
訪問看護ターミナルケア療養費 1 在宅または特別養護老人ホーム等でご逝去された場合（看取り加算なし）	2,500 円	5,000 円	7,500 円	24 時間連絡体制及び必要に応じサービスを提供できる体制を整備している場合に、ターミナル支援体制について訪問看護計画を作成し、ご利用者様及びご家族様に対して説明し同意をいただいた上で、ご利用者様の死亡日を含む 15 日以内に 2 日以上訪問看護を実施した場合に加算
訪問看護ターミナルケア療養費 2 特別養護老人ホーム等でご逝去された場合（看取り加算あり）	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
訪問看護ベースアップ評価料 (I) /月	78 円	156 円	234 円	当事業所が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している職員の賃金改善等を実施しているものと

					して、地方厚生局長に届出ている 場合に加算
	訪問看護ベースアップ評価料 (Ⅱ) /月	1-50 円	2-100 円	3-150 円	(Ⅰ)に加えて当事業所の賃金が 更なる改善が必要とされ、別に厚 生労働大臣が定める基準に適合す るものとして地方厚生局長に届出 ている場合に加算

(4) 保険適用外

自費料金

当日キャンセルの場合、介護保険、医療保険で90分以上の訪問を必要とした場合（長時間訪問看護加算該当の場合を除く）、その他保険対象外となった場合。

・看護師による訪問の場合

時間/内容	料金
30分未満	5,392円
30分～1時間未満	9,393円
1時間～1時間30分未満	12,859円
死後処置費用/エンゼルケア（課税対象）	20,000円

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問の場合

時間	料金
20分未満	3,386円
40分未満	6,772円
60分未満	10,157円

※早朝（午前6時～午前8時）、夜間（午後6時～午後10時）は25%割増、
深夜（午後10時～午前6時）は50%割増の料金となります。

【適用となる場合の例】

例) 医療保険：複数回の訪問

- ・難病等複数回訪問加算の適用外であるご利用者様に対する1日2回目以降の訪問
- ・週3日の訪問限度があるご利用者様に対する週4日目以降の訪問

(5) 料金の請求及びお支払方法

- ・毎月15日頃に前月分の請求書を発行します。
- ・27日（該当日が土日祝の場合は翌営業日）に利用者の指定口座より自動振替します。（振替手数料は事業者が負担します）
- ・振替結果確認後、領収書を発行いたします。
- ・初回の振替は指定口座登録手続きなどの関係により、後日数か月分まとめて振替える場合があります。

5. サービスに関する相談・要望・苦情申立

当事業所が提供したサービスに関する相談・苦情は、事業所のご契約者相談窓口までご連絡下さい。速やかに対応いたします。又、市区町村や国民健康保険団体連合会等にも相談窓口があります。

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

ノーツ訪問看護ステーション 担当者 瀧本 葵

(月～金) 午前9:00～午後6:00

TEL 03-6453-2712 FAX 03-6453-2713

MAIL : info@notesnursing.com

担当者が不在の場合、他の職員全員が対応し、苦情の内容を担当者に引き継ぐものとします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

世田谷区 北沢総合支所 保健福祉課 地域支援担当

(月～金 8時30分～17時) TEL 03-3323-9907

・東京都国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

(月～金 9時～17時) TEL 03-6238-0177

6. 緊急時の対応

看護師等は、訪問中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変に手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。但し、未曾有の天変地異の場合は対応しきれない場合がありますので、ご了承ください。

7. 虐待防止のための措置

- (ア) 事業者は利用者の尊厳を守るという基本的な考えのもと、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則として行いません。利用者の人格を尊重する視点に立ってサービスに努め、虐待の防止に必要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ区市町村へ報告致します。
- (イ) 虐待防止のための指針を整備するとともに、利用者の権利擁護、サービスの適正化に向けた定期的な職員研修等を実施するものとします。
- (ウ) 前項の措置を適切に実施するために虐待防止委員会を設置します。
- (エ) 身体拘束を緊急やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件を満たした時とし、実施した場合はすみやかに身体拘束を解除できるように努めるとともに適切に記録します。

切迫性：お客様本人または他のお客様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。

非代替性（ひだいたいせい）：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない。

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである。

8. 損害賠償

事業者は、利用者に対するサービスの提供にあたって、万が一事故が発生し利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して、損害を賠償します。ただし、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

(賠償責任保険の加入：訪問看護事業者賠償責任保険 加入者番号 0826901)

9. その他

- (ア) サービスを担当する職員は、事業所の都合により変更する場合があります。
- (イ) 原則として、担当者の選定はできません。看護スタッフはチーム制であるため、複数名の看護師がサービスを担当致します。
- (ウ) あらかじめ計画された訪問曜日、時間は利用者または事業所の都合により変更・中止する場合があります。その場合、双方とも事前にご連絡、ご相談をさせていただきます。
- (エ) あらかじめ計画されたサービス時間は、交通事情により遅れる場合があります。5分以上到着が遅延する場合には直前にご連絡を入れさせていただく場合がございます。
- (オ) 訪問時には電子カルテの確認や入力が必要とするため、スマートフォンを使用させていただきます。
- (カ) 感染予防のため、手洗い、手指消毒等を実施しています。訪問前後の手洗い場の提供にご協力をお願いします。
- (キ) 利用者及びご家族からのお心遣い・訪問時の飲食などの、おもてなしは、感染対策の一環といたしまして、ご遠慮させていただきます。
- (ク) サービス時間内であっても、代理のお買い物など、金銭の授受が発生する事項はご対応致しかねます。必要な場合は担当の居宅介護支援事業者へご相談をさせていただきます。

10. 個人情報の保護に関するご案内

当ステーションは、在宅での医療や介護を受けながら生活をされている利用者へのサービスの提供を通して、個人情報を取得し保有させていただいております。この利用者及びご家族の個人情報の保護と取扱いにつきまして、個人情報保護法の趣旨に従い説明をするものです。

(1) 個人情報に対する当ステーションの基本姿勢

当ステーションは、個人情報保護法の趣旨を尊重し「個人状況保護方針」を定め、利用者及びご家族の個人情報を厳重に管理してまいります。

(2) 当ステーションが保有する個人情報の利用目的

当ステーションはサービスの申込み、提供を通じて収集した個人情報は、利用者及びご家族の方への心身の状況説明、記録・台帳の作成といった訪問看護・リハビリの提供のために、必要に応じて利用いたします。また利用者及びご家族の個人情報は、訪問看護・リハビリの提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて、第三者に提供されます。

- ・病院、診療所、薬局等の医療機関や居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）等の介護サービス事業者とのカンファレンス等による連携、紹介への回答
- ・審査、支払機関へのレセプトの提出
- ・保険者への相談、届出、及び照会への回答
- ・学会、研修会等での事例研究発表
- ・学生等への実習、研修への協力のため
- ・利用料徴収のための業務委託

・健康情報等の事業活動に必要な場合

(3) 本ステーションが保有する個人情報の保存

収集した個人情報は、法律に定められた期間、保存することを義務付けられています。保存の実施方法・期間・廃棄処分方法については、適用される法律ごとに異なります。

(4) 問い合わせ先

開示請求、苦情、訂正、利用停止等は、下記にお申し出下さい。

個人情報管理責任者

苦情・相談窓口部署 瀧本 葵

TEL 03-6453-2712 FAX 03-6453-2713

MAIL : info@notesnursing.com